平成30年4月23日

病院長各位

鎌倉市医師会会長　井口　和幸
病院診療所担当理事　峰野　元明

平成30年度「地域における外国人患者受入れ体制のモデル構築事業」等の公募について

標記の件につきまして、神奈川県医師会より通知がございましたので、お知らせ致します。

神奈川県医師会
理事　佐々木　秀弘

平成30年度「地域における外国人患者受入れ体制のモデル構築事業」等の公募について

時下　ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
また、平素より本会活動にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、標記について日本医師会副会長より別添のとおり通知がありました。
つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会会員への周知をお願い申し上げます。

事務担当：地域保健課　中 村
〒231-0037　横浜市中区富士見町３－１
TEL：045-241-7000　Fax：045-241-1464
e-mail：a-nakamura@kanagawa.med.or.jp

（地Ｉ14）

平成３０年４月１１日

都道府県医師会

担　当　理　事　殿

公益社団法人　日本医師会副会長

今　村　聡

平成30年度「地域における外国人患者受入れ体制のモデル構築事業」等の公募について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室より標記の事業につき情報提供がございました。

これらの事業は、厚生労働省が整備を進めてきた全国100か所に所在する「外国人患者受入れ体制が整備された医療機関」に加えて、今後、地域の実情を踏まえながら、外国人患者の受入れ環境の更なる充実を目指すことを目的として実施されるものです。

①地域における外国人患者受入れ体制のモデル構築事業
②団体契約を通じた電話医療通訳の利用促進事業
※　電話回線を用いた電話通訳だけでなく、インターネット回線や情報通信技術を用いた通訳端末等も含めることとしております
③医療機関における外国人患者受入れ環境整備推進事業

応募主体につきましては、①は都道府県、②は複数の医療機関から構成される法人や、複数の医療機関を運営する医師会、地方公共団体、病院団体等、③は事務局機能を担う事業者を想定しており、公募期間は4月10日（火）～4月24日（火）とされております。

つきましては、貴会におかれましても本件に関してご了知いただきますとともに、都道府県との調整、事業の申請のご検討並びに貴会管下の関係医療機関等への周知方につきご高配賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

神医受
第192号
30.4.12
神奈川県医師会

医療機関における外国人患者受入れ環境整備事業　平成30年度予算額136,692千円（134,191千円）

- 我が国の在留外国人は約247万人[1]（平成29年6月末現在）、訪日外国人は2,869万人[2]（平成29年）と増加傾向。
- こうした中、在留・訪日外国人患者が安心・安全に日本の医療機関を受診できるよう、国内の医療機関における、外国人患者受入のための環境整備が不可欠。
- 「外国人患者受入れ体制が整備された医療機関」を100か所整備する目標は前倒して達成されたので、今後は、これらの基幹となる医療機関に加えて、地域の実情を踏まえながら、外国人患者の受入れ体制の裾野拡大に着手し、外国人患者の受入れ環境の更なる充実を目指す。

（参考）関係閣議決定等
- 経済財政運営と改革の基本方針2017 （平成29年6月9日 閣議決定）
- 未来投資戦略2017 （平成29年6月9日 閣議決定）
- 観光立国推進閣僚会議 （平成29年5月30日 観光立国推進閣僚会議（主宰：内閣総理大臣）決定） 等

① 地域における外国人患者受入れ体制のモデル構築事業（新規）

モデル都道府県を5程度選定

- 背景：地域毎に異なる問題が生じており、地域固有の事情を勘案した上での対応が必要
- 事業概要：都道府県において、①多分野の関係者による議論の場の設置、②地域固有の実情の把握、③情報発信 等を行い、地域特性に応じたモデルを構築

② 団体契約を通じた電話医療通訳の利用促進事業（新規）

電話医療通訳の団体契約を行う事業者を5程度選定

- 背景：電話による医療通訳は、利便性が高いものの、医療機関における認知度はまだ十分でない
- 事業概要：とりまとめ団体[3]と電話通訳事業者との間で、一括して通訳の利用に係る契約を行い（団体契約）、傘下の医療機関が電話通訳を利用できるようにする

③ 医療通訳・外国人向け医療コーディネーターの配置事業

モデル医療機関（拠点病院）を10～箇所選定

- 背景：地域における外国人患者受入の拠点となる医療機関（拠点病院）を整備する必要
- 事業概要：
  - ① 医療通訳を配置
  - ② 外国人向け医療コーディネーターを配置
  - ③ 拠点病院機能の構築
    - 周辺医療機関等から、医療通訳が必要な患者の紹介受入
    - 周辺医療機関向けに、院内見学会・セミナー・勉強会等を開催

1) 法務省, 2) 日本政府観光局, 3) 複数の医療機関から構成される法人（病院団体・グループ、医師会等）、地方公共団体等

地域における外国人患者受入れ体制のモデル構築事業

医療機関における外国人患者受入れ環境整備事業136百万円の内数

背景・課題

- 在留外国人は約247万人[1](平成29年6月末現在)、訪日外国人は2,869万人[2](平成29年)と増加傾向。
- 「未来投資戦略2017」に基づき、基幹となる「外国人患者受入れ体制が整備された医療機関」に加え、地域の実情を踏まえながら外国人患者の受入れ体制の裾野拡大に着手することとなっている。
- 地域毎に異なる問題が生じており、地域固有の事情を勘案した上での対応が必要。

目的

今後の外国人患者の受入れ体制の裾野拡大を見据え、更なる体制整備を効果的に行うため、都道府県における地域特性に応じた外国人患者受入れ体制のモデルを構築すること。

事業内容

①会議体の設置

○ 関係者による議論の場を設置し、関係者間の連携強化を図る。

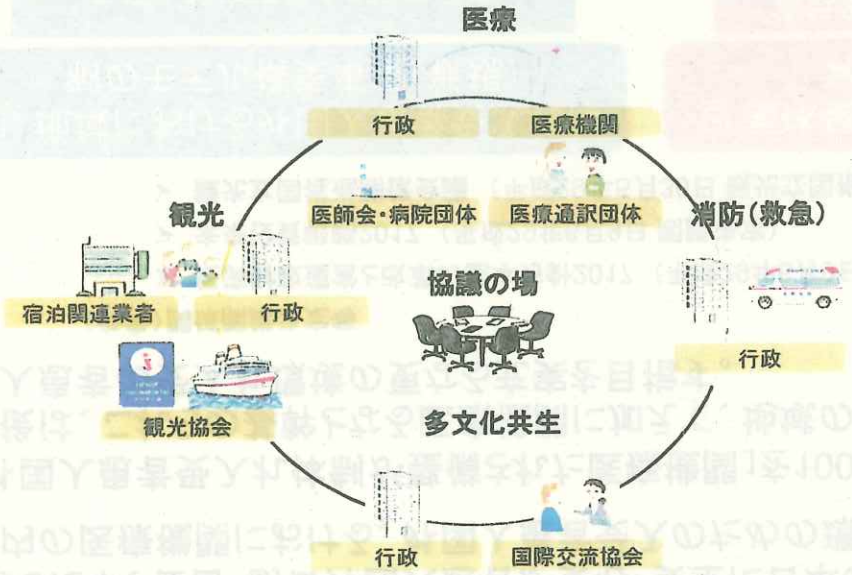

○ 地域の外国人患者受入れ体制における課題の整理及び課題に対する対応方針を策定。

②実態把握

○ 地域の実態や課題、ニーズ等の地域固有の実情や先進事例を把握。 (例)アンケート・ヒアリング調査 等

調査イメージ	外国人患者数(人/月)	多言語体制	主な患者の紹介元施設
A病院	100	医療通訳配置	宿泊施設
B病院	30	電話通訳利用	飲食店
C病院	5	体制なし	国際交流協会

地域の実態や課題、ニーズ等を分析・整理

③周知

○ 外国人患者受入れ体制に関する情報を、医療機関や地域住民、関係団体へ周知。

(例)
- 会議体で策定した方針を関係団体、地域住民等に周知、共有
- 医療機関に対し、医療通訳等の資源について情報提供 等

④その他

外国人患者が安全・安心に日本の医療サービスを受けられる体制のモデルとなる取組みを追加して盛り込むことも可能。

1) 法務省ホームページ:http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00068.html; 2)日本を訪れた外国人旅行者の数。法務省の出入国管理統計から日本政府観光局(Japan National Tourism Organization:JNTO)が算出。JNTOホームページ:https://www.jnto.go.jp/jpn/statistics/data_info_listing/pdf/180116_monthly.pdf;

団体契約を通じた電話医療通訳の利用促進事業

医療機関における外国人患者受入れ環境整備事業136百万円の内数

背景・課題

- 対面型の医療通訳が広がりつつあるが、訪日・在留外国人の増加に伴い、特に観光地での外国人患者の受診が増加していること、少数言語の通訳のニーズが増加していることにより、対面通訳のみでの対応が困難な状況となりつつある。
- 電話による医療通訳は、対面通訳と比べて、①即時性がある、②対応可能な地域が限定されない、③対応可能な言語の幅が広い等の特徴があり、利便性が高いものの、医療機関における認知度はまだ十分でない。

目的

電話医療通訳の利用を通じ、その利便性に対する医療機関の認識を広めることで、外国人患者の受入れ環境の更なる充実を目指す。

事業内容

とりまとめ団体[1]は以下を実施。

①電話医療通訳サービス提供事業者との間で、一括して電話医療通訳の利用に係る契約を行う（団体契約）。

②管下の医療機関に対して電話医療通訳に関する周知を行い、サービスを利用したい参画医療機関の募集等を行う。

③適宜、医療機関がトラブルなく電話医療通訳を利用・運用できているかフォローアップを行う。

④厚生労働省へ成果報告する。

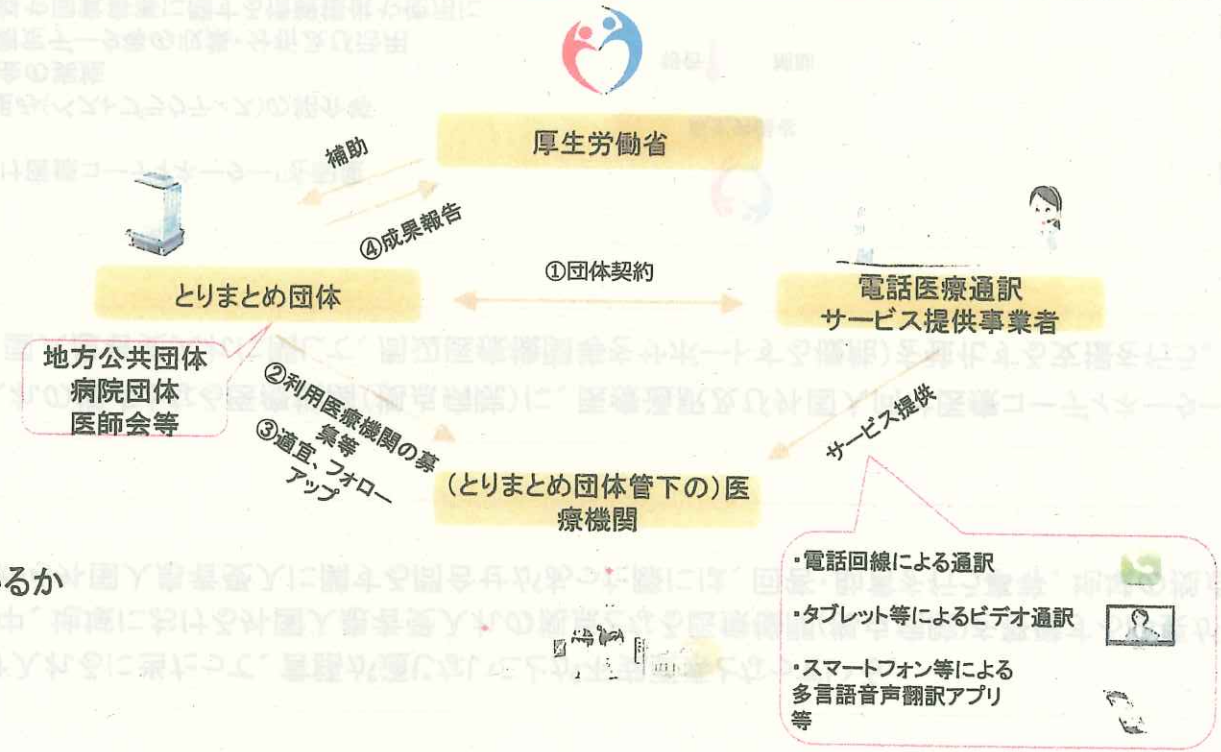

電話医療通訳サービスの周知・浸透を図り、外国人患者の医療機関へのアクセス向上を実現。

1) 複数の医療機関から構成される法人（病院団体・グループ、医師会等）、地方公共団体等

外国人患者受入れ環境整備推進事業（医療通訳者・コーディネーターの配備による拠点病院構築）

医療機関における外国人患者受入れ環境整備事業136百万円の内数

背景・課題

- 医療機関が外国人患者を受け入れるに当たって、言語が通じないことが不安要素となっている。
- 在留・訪日外国人が増加する中、地域における外国人患者受入れの拠点となる医療機関(拠点病院)を整備する必要がある。

※拠点病院：周辺医療機関から外国人患者受入に関する問合せがあった際には、回答・助言を行う事等、地域の拠点として機能する事が期待される

目的

- 地域における外国人患者受入れの拠点となる医療機関（拠点病院）に、医療通訳及び外国人向け医療コーディネーターの配置を行う。
- 拠点病院が拠点病院機能（外国人患者受入れに関して、周辺医療機関等をサポートする機能）を強化する支援を行う。

事業内容

補助事業者（事務局）の役割

拠点病院に医療通訳及び外国人向け医療コーディネーター[1)]を配置
拠点病院機能の強化支援
　医療機関のヒアリング・他院の取組み(ベストプラクティス)の紹介等
拠点病院の選定に関する検討委員会の実施
拠点病院で得られた好事例や効果測定データ等の収集・分析及び活用
拠点病院に対する患者向け説明資料や同意書等に関する情報提供や使用に関する助言　等

拠点病院の取組

医療通訳の配置
　病院の従事者と患者及びその家族の間のコミュニケーションを行う

外国人向け医療コーディネーターの配置
　外国人患者が円滑に医療を受けられるよう、
　医療機関の内部・外部（自治体・保健所・保険者等）との調整を行う

拠点病院機能の強化
（例）
　自治体や周辺医療機関に対して、拠点病院であることを周知
　周辺医療機関等から、医療通訳が必要な患者の紹介受入
　周辺医療機関向けに、院内見学会・セミナー・勉強会等を開催
　周辺医療機関に対して、連携・助言

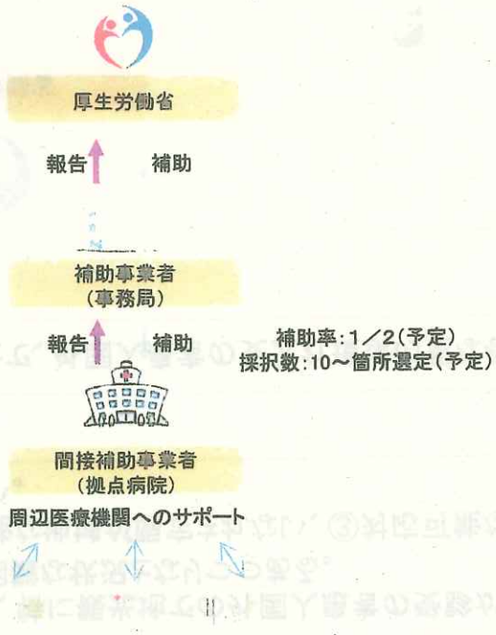

これまでの実績

H26年度：
10医療機関

H27年度：
19医療機関
（継続10+新規9）

H28年度：
27医療機関
(継続18+新規9)

H29年度：
35医療機関
(継続26+新規9)

平成30年度　地域における外国人患者受入れ体制のモデル構築事業

実施者　公募要領

平成30年4月10日

厚生労働省医政局

平成30年度　地域における外国人患者受入れ体制のモデル構築事業

実施者　公募要領

1．背景

我が国の在留外国人は約247万人(平成29年６月末現在)、訪日外国人旅行者は約2,869万人（平成29年）と近年著しく増加している。また、「健康・医療戦略」では「我が国において在留外国人等が安心して医療サービスを受けられる環境整備等に係る諸施策を着実に推進する。」とされている。今後、2020年に東京オリンピック・パラリンピックを控えていること、訪日外国人旅行者数については「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年３月30日 「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」決定）において2020年に4000万人、2030年に6000万人を目標としていることから、在留・訪日外国人数のさらなる増加が予想される。このような中で、外国人患者が安全・安心に日本の医療サービスを受けられる体制を充実させていくことがより一層求められている。

これらの背景を踏まえ、厚生労働省では医療機関における外国人患者の受入れ体制の整備を支援するとともに、「外国人患者受入れ医療機関認証制度（Japan Medical Service Accreditation for International Patients：JMIP）」の普及促進を支援してきた。これらの取組を通して、2020年までに「外国人患者受入れ体制が整備された医療機関」を100か所で整備するとの目標を前倒し、2017年度中に達成した。また、「観光ビジョン実現プログラム2017」に基づき、観光庁、都道府県と連携して「訪日外国人旅行者受入れ可能な医療機関」を全国約900ヵ所選定する事業等を進めてきた。

今後は「未来投資戦略2017」（平成29年６月９日閣議決定）に基づいて、地域の実情を踏まえながら外国人患者の受入れ体制の裾野拡大に着手し、受入環境の更なる充実を目指すこととしている。

2．事業目的

前述のとおり、2020 年までに「外国人患者受入れ体制が整備された医療機関」を 100 か所で整備するとの目標を前倒し、2017 年度中に達成した。今後の外国人患者の受入れ体制の裾野拡大を見据え、本事業では、更なる体制整備を効果的に行うため、関係者による議論の場の設置や、地域固有の実情や先進事例の把握等を行い、都道府県における地域特性に応じた外国人患者受入れ体制のモデルを構築することを目的とする。

本事業を実施する都道府県（以下、「事業実施者」という）を選定するため、以下の要領で事業実施者の公募を行う。

※　参考：交付スキーム

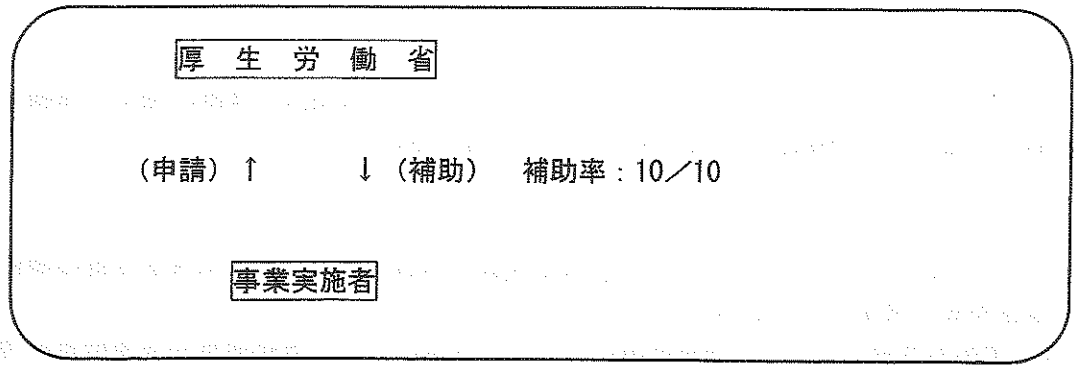

3．本事業で対象となる事業実施者

都道府県

4．事業内容

以下に示す（1）～（4）の取組み等を通じて、地域において外国人患者が安全・安心に日本の医療サービスを受けられる体制を整備するためのモデルを構築するために事業を行う。

（1）～（4）の事業は実施する必要があるが、その他に外国人患者が安全・安心に日本の医療サービスを受けられる体制のモデルとなる取組みを追加して盛り込むことは可能とする。ただし、本事業における補助対象経費は後述の「6．補助額等」の通り。取組みを追加して実施する場合は、必ず事前に厚生労働省医政局総務課と相談すること。

（1）行政（消防を含む）や医療・観光・多文化共生等の多分野の関係団体で構成される会議体を設置・定期的に開催し、外国人患者受入れ体制を整備するための関係者間の連携強化を図ること。

（具体的な例）

・都道府県において、行政（医療・消防（救急）・観光・多文化共生等の部局）や多分野の関係団体（医療機関、都道府県医師会、病院団体・病院グループ、医療通訳関係団体、観光協会、宿泊関連業者、国際交流協会等）からなる会議等を設置・開催し、情報共有や意見交換を通じて連携の強化を図るとともに、地域の外国人患者受入れ体制における課題の整理及び課題に対する対応方針を策定する。

（2）外国人患者受入れ体制における地域の実態や課題、ニーズ等の地域固有の実情や先進事例を把握すること。

（具体的な例）

・外国人患者の受入れ状況や受入れ体制の整備状況等について、地域にどのような実態や課題、ニーズがあるか等、地域固有の実情や先進事例を把握する。例えば、医療機関や関係団体等へのアンケート調査やヒアリング調査を行う。

・調査等を通じて得た情報を基に、地域における外国人患者受入れの実態や課題、ニーズ等

を分析・整理する。
・各市区町村における施策の参考となるよう市区町村毎のデータに整理し、市区町村関係者に提供する。

（3）外国人患者受入れ体制のモデル構築に資するよう、外国人患者受入れ体制に関する情報を医療機関や地域住民、関係団体へ周知する等して活用すること。

（具体的な例）
・（1）の会議体で策定した方針を市区町村や地域の医療・消防・観光・多文化共生分野の関係団体、地域住民等に周知・共有する。
・（2）で得た情報も活用しながら、医療機関に対して、地域における医療通訳や多言語資料等の資源に関する情報を提供したり、在留・訪日外国人に対して、外国人患者を受入れることが可能な医療機関をパンフレットやインターネット等を通じて周知する。

なお、データの分析・活用方法については、必要に応じて厚生労働省と相談することができる。

（4）本事業における取組内容や成果を報告書（電子媒体でも可）としてまとめ、平成31年3月31日までに厚生労働省に提出すること。

5．事業実施における留意点
事業の実施は、厚生労働省との緊密かつ協調的な連携体制の下で行うことが必要であるとともに、実施状況及び成果を逐次報告する必要がある。また、今後の外国人患者受入れ体制に係る施策立案のため、厚生労働省がデータ等の提供や調査への協力を依頼する場合がある。

6．補助額等
（1）補助対象
「4．事業内容」の補助事業
（2）補助対象経費
本事業に係る補助金の交付については、別に定める「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」により行い、対象とする経費は本事業の実施に必要な、非常勤職員手当、旅費、諸謝金、消耗品費、印刷製本費、会議費、雑役務費、通信運搬費、借料及び損料、委託費（これら費用に関するもの）に限ります。
（3）補助金額
（1）に要する経費の10／10；上限1件当たり6,843千円

7．採択件数（予定）
5件

8．事業期間
事業者として選定された日から平成31年3月29日

９．応募者の評価

（１）評価の方法

事業実施者の採択については、厚生労働省医政局総務課において、企画書等を評価する。企画書等の内容について書類評価及び必要に応じてヒアリングを行い、それらの評価結果を基に事業を担えると認められる応募者を事業実施者として選定する。

評価は非公開で行い、その経緯は通知せず問い合わせにも応じない。なお、提出された企画書等の資料は、返却しない。

（２）評価の手順

評価は、以下の手順により実施する。

①形式評価

応募者について、応募条件への適合性について評価する。なお、応募の条件を満たしていないものについては、②以降の評価の対象から除外する。

②書面評価

提出企画書等の内容を中心に書面評価を実施する。

③ヒアリング

必要に応じて、申請者(代理も可能とする)に対して対面もしくは電話にてヒアリングを実施する。ヒアリングの実施に当たっては、応募が多数の場合は、書面評価等の状況を踏まえて、一部の応募者のみ実施する場合もある。なお、ヒアリングに応じなかった場合は辞退したものと見なす。

④最終評価

書面評価及びヒアリングにおける評価を踏まえ、最終的に事業実施者を選定する。

（３）評価の観点

① 事業を遂行するために必要な根拠（人員、経験、設備、資金）が示されているか。
② 事業を的確に遂行するために十分な管理能力があるか。
③ 事業開始後も安定的かつ効果的に運用できるか（経験・能力・体制等）。
④ 事業企画内容が事業目的に合致しているか。
⑤ 効果的であり、実現可能な事業内容となっているか。
⑥ 事業目的達成のために、創意工夫のある内容であるか。
⑦ 経験・能力・体制等を踏まえ事業のスケジュールが明確になっているか。
⑧ 地域の医療提供体制や外国人患者受入れ体制の現状に配慮や工夫がされた内容となっているか。
⑨ 事業実施に当たって、関係者から必要な協力を得られる予定があるか。
⑩ 事業目的、内容に対し、事業計画は現実的かつ妥当なものになっているか。

（４）評価結果の通知

評価の結果については、最終評価後速やかに応募者に対して通知する。なお、補助金については、事業実施者選定の通知後に必要な手続きを経て、正式に交付決定されることになる。

10. 応募方法等

（１）企画書の作成及び提出

以下の書類を提出期間内に８部提出すること。また、記入漏れ等無いようにすること。なお、評価の段階で必要に応じて企画書等を電子媒体で提出するよう依頼することもある。

①「地域における外国人患者受入れ体制のモデル構築事業企画書」

企画書には、以下の（ア）～（キ）の項目を盛り込むこと。

（ア）具体的な事業内容及びそのスケジュール

（イ）事業スキーム図（事業実施内容を１枚のパワーポイント等で図や絵を交えながらまとめたもの）

（ウ）本事業を実施する事業実施者の組織体制

（エ）事業に係る費用積算（類似様式の添付でも可）

（オ）現在応募者にて実施している類似事業（あれば）の概要

（カ）管下の医療機関における外国人患者の受入れ状況や受入れ体制の整備状況

（キ）外国人患者の受入れ体制に関する今後の方針

②その他必要な資料

（２）応募方法

①提出期間

平成30年４月10日（火）から平成30年４月24日（火）18時（必着）

②提出先・問い合せ先

提出先：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室 あて

郵送の場合、封筒の宛名面には、「地域における外国人患者受入れ体制のモデル構築事業」と朱書きにより、明記すること。

問い合せ先：厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室

Tel：03-5253-1111（内線4115、4108、4107）

Fax：03-3501-2048

以上

地域における外国人患者受入れ体制のモデル構築事業　予定費用

区分	支出予定額			備考（摘要）
	員数	単価（円）	金額（円）	
非常勤職員手当				
旅費				
諸謝金				
消耗品費				
印刷製本費				
会議費				
備品費（図書）				
雑役務費				
通信運搬費				
借料及び損料				
委託費				

平成30年度　団体契約を通じた電話医療通訳の利用促進事業

実施者　公募要領

平成30年4月10日

厚生労働省医政局

平成30年度　団体契約を通じた電話医療通訳の利用促進事業
実施者　公募要領

1．背景

我が国の在留外国人は約247万人(平成29年６月末現在)、訪日外国人旅行者は2,869万人（平成29年）と近年著しく増加している。また、「健康・医療戦略」では「我が国において在留外国人等が安心して医療サービスを受けられる環境整備等に係る諸施策を着実に推進する。」とされている。今後、2020年に東京オリンピック・パラリンピックを控えていること、訪日外国人旅行者数については「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年３月30日「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」決定）において2020年に4000万人、2030年に6000万人を目標としていることから、在留・訪日外国人数のさらなる増加が予想される。このような中で、外国人患者が安全・安心に日本の医療サービスを受けられる体制を充実させていくことがより一層求められている。

これらの背景を踏まえ、厚生労働省では、医療機関における医療通訳の配置を含めた外国人患者の受入れ体制の整備、「外国人患者受入れ医療機関認証制度（Japan Medical Service Accreditation for International Patients：JMIP）」の普及促進の支援等を通じて、2020年までに「外国人患者受入れ体制が整備された医療機関」を100か所で整備するとの目標を前倒し、2017年度中に達成した。また、「観光ビジョン実現プログラム2017」に基づき、観光庁、都道府県と連携して「訪日外国人旅行者受入れ可能な医療機関」を全国約900ヵ所選定する事業等を進めてきた。今後は「未来投資戦略2017」（平成29年６月９日閣議決定）に基づいて、地域の実情を踏まえながら外国人患者の受入れ体制の裾野拡大に着手し、受入環境の更なる充実を目指すこととしている。

2．事業目的

「未来投資戦略2017」に記載されているように、地域の実情を踏まえながら外国人患者の受入れ体制の裾野拡大に着手し、受入環境の更なる充実を目指すことが必要になる。

外国人患者を受け入れるに当たって、言語が通じないことが患者及び医療機関の双方にとって不安要素の１つとなっているという意見がある。医療通訳の利用は、外国人患者が理解可能な言語でコミュニケーションができ、安心・安全に医療を受けるために有用である。また、医療機関にとっても、医療通訳の利用によって患者の症状を正確に把握しやすくなる。特に、電話による医療通訳は、対面型の医療通訳と比べて、①即時性がある、②対応可能な地域が限定されない、③対応可能な言語の幅が広い等の特徴があり、利便性が高いと考えられる。

しかし、厚生労働省が実施したアンケート調査※1では、電話医療通訳を含む医療通訳を利用した経験がある医療機関は、回答医療機関数1,441のうち218（12.7%）のみであり、その利便性の高さにも関わらず、医療機関における認知度は低いことが分かる。

そこで、厚生労働省では、電話医療通訳の団体契約を通して、医療機関における電話医療通訳の利用を促進することを目的として、「団体契約を通じた電話医療通訳の利用促進事業」（以下、「本事業」という）を実施する。本事業により電話医療通訳の利用を通じ、

その利便性に対する医療機関の認識を広めることで、外国人患者の受入環境の更なる充実を目指す。

※１　平成28年に厚生労働省が医療機関に対して実施した「医療機関における外国人旅行者及び在留外国人受入れ体制等の実態調査」。

本事業を実施する団体（以下、「事業実施者」という）を選定するため、以下の要領で事業実施者の公募を行う。本事業における「電話医療通訳」とは、電話回線を用いた電話通訳だけでなく、インターネット回線や情報通信技術を用いた通訳端末等も含めることとする。

※　参考：交付スキーム

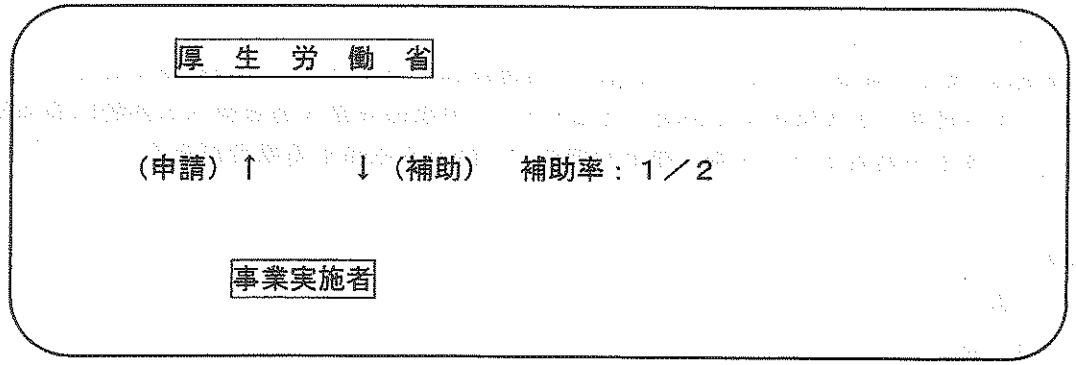

４．本事業で対象となる事業実施者

複数の医療機関から構成される法人、複数の医療機関を運営する地方公共団体、病院団体、医師会等

５．事業内容

下記の（１）及び（２）に係る事業を行う。

（１）電話医療通訳の団体契約

①事業実施者は、電話医療通訳サービス提供事業者との間で電話医療通訳の利用に係る契約を行う。事業実施者が一括して、電話医療通訳サービス提供事業者と電話医療通訳の利用に係る契約をすることにより、管下の医療機関へ（ア）サービスの周知・浸透、（イ）安い利用料でのサービス提供を図り、ひいては外国人患者の医療機関へのアクセシビリティ向上を実現する。

②事業実施者は、管下の医療機関に対して電話医医療通訳に関する周知を行い、本事業によりサービスを利用したい参画医療機関の募集及びサービス利用に伴う手続き等を行う。

③医療機関がトラブルなく電話医療通訳を利用・運用できているかフォローアップを行う。

（２）（１）の補助事業における取組内容や好事例・効果等の成果報告書の提出

事業実施者は以下に関して平成31年３月31日までに厚生労働省へ提出するものとする。なお、報告内容は適宜厚生労働省の求めに応じること。

①電話医療通訳の団体契約内容及びその実績（参画医療機関数や電話医療通訳の利用件数、利用言語・時間帯等）

②事業実施者が参画医療機関に対して実施した周知内容やフォローアップ内容等

③電話医療通訳を利用して外国人患者に対応した好事例（院内職員の負担が軽減した、トラブルを未然に防ぐことができた等）

④参画医療機関へのアンケート調査等による本事業の効果や課題に関するデータ（電話医療通訳の利便性への認識度等）

６．事業実施における留意点

事業の実施は、厚生労働省との緊密かつ協調的な連携体制の下で行うことが必要であるとともに、実施状況及び成果を逐次報告する必要がある。また、今後の外国人患者受入れ体制に係る施策立案のため、厚生労働省がデータ等の提供や調査への協力を依頼する場合がある。

７．補助額等

（１）補助対象

「５．事業内容」の補助事業

（２）補助対象経費

本事業に係る補助金の交付については、別に定める「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」により行い、対象とする経費は本事業の実施に必要な、旅費、諸謝金、消耗品費、印刷製本費、会議費、雑役務費（電話通訳料）、通信運搬費、借料及び損料、委託費　（これら費用に関するもの）に限ります。

（３）補助金額

（１）に要する経費の１／２；上限１件当たり9,918千円

８．採択件数（予定）

５件

９．事業期間

事業者として選定された日から平成31年３月29日

10．応募に関する諸条件

実施団体への応募者（以下、「応募団体」という）は、次の条件を全て満たす団体であることとする。

（１）「５．事業内容」の（１）及び（２）の事業を行う能力・組織体制を有すること。

（２）本事業を実施する上で必要な経営基盤を有し、資金等に関する管理能力を有すること。

（３） 日本に拠点を有していること。
（４）厚生労働省等から補助金交付等停止、又は指名競争入札における指名停止を受けている期間中でないこと。
（５）予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

11. 応募団体の評価

（１）評価の方法

事業実施団体の採択については、厚生労働省医政局総務課において、上記「10. 応募団体に関する諸条件」に該当する旨を確認した後、企画書等を評価する。企画書等の内容について書類評価及び必要に応じてヒアリングを行い、それらの評価結果を基に事業を担えると認められる応募団体を実施団体として選定する。

評価は非公開で行い、その経緯は通知せず問い合わせにも応じない。なお、提出された企画書等の資料は、返却しない。

（２）評価の手順

評価は、以下の手順により実施する。

①形式評価

応募団体について、応募条件への適合性について評価する。なお、応募の条件を満たしていないものについては、②以降の評価の対象から除外する。

②書面評価

提出企画書等の内容を中心に書面評価を実施する。

③ヒアリング

必要に応じて、申請者(代理も可能とする)に対して対面もしくは電話にてヒアリングを実施する。ヒアリングの実施に当たっては、応募が多数の場合は、書面評価等の状況を踏まえて、一部の応募者のみ実施する場合もある。なお、ヒアリングに応じなかった場合は辞退したものと見なす。

④最終評価

書面評価及びヒアリングにおける評価を踏まえ、最終的に実施団体を選定する。

（３）評価の観点

① 事業を遂行するために必要な根拠（人員、経験、設備、資金）が示されているか。
② 事業を的確に遂行するために十分な管理能力があるか。
③ 事業開始後も安定的かつ効果的に運用できるか（経験・能力・体制等）。
④ 事業企画内容が事業目的に合致しているか。
⑤ 効果的であり、実現可能な事業内容となっているか。
⑥ 事業目的達成のために、創意工夫のある内容であるか。
⑦ 経験・能力・体制等を踏まえ事業のスケジュールが明確になっているか。
⑧ 地域の医療提供体制や外国人患者受入れ体制の現状に配慮や工夫がされた内容となっているか。
⑨ 事業実施に当たって、関係者から必要な協力を得られる予定があるか。
⑩ 事業目的、内容に対し、事業計画は現実的かつ妥当なものになっているか。
⑪ 管下の医療機関において電話医療通訳の利用ニーズが十分にあるか。

⑫ 電話医療通訳を利用する参画医療機関を十分に募れる予定があるか（参画予定の医療機関数の多さやその所在地の地理的範囲の広さ等の観点から）
⑬ 管下の医療機関において外国人患者の受入れ体制整備を促進していく意欲があるか。

（４）評価結果の通知
評価の結果については、最終評価後速やかに応募団体に対して通知する。なお、補助金については、実施団体選定の通知後に必要な手続きを経て、正式に交付決定されることになる。

12. 応募方法等
（１）企画書の作成及び提出
以下の書類を提出期間内に８部提出すること。また、記入漏れ等無いようにすること。なお、評価の段階で必要に応じて企画書等を電子媒体で提出するよう依頼することもある。

①「団体契約を通じた電話医療通訳の利用促進事業企画書」
企画書には、以下の（ア）～（ク）の項目を盛り込むこと。
（ア）具体的な事業内容及びそのスケジュール
（イ）事業スキーム図（事業実施者、電話医療通訳サービス提供事業者、参画医療機関の３者間の関係を明記すること。）
（ウ）本事業を実施する事業実施者の組織体制
（エ）事業に係る費用積算（類似様式の添付でも可）
（オ）現在応募団体にて実施している類似事業（あれば）の概要
（カ）管下の医療機関における外国人患者の受入れ状況や受入れ体制の整備状況（医療機関における受入れ状況が不明の場合は、地域における在留・訪日外国人数等、代わりとなる情報を記載すること。）
（キ）電話医療通訳を利用する参画予定の医療機関
（ク）外国人患者の受入れ体制に関する今後の方針（JMIP※２取得予定等）
※２　外国人患者受入れ医療機関認証制度（JMIP：Japan Medical Service Accreditation for International Patients）
参考URL：http://jmip.jme.or.jp/search.php（JMIPホームページ）

②団体経歴（概要）、団体定款など活動が分かる資料
③団体の直近決算年度の確定申告書（写）、財務諸表（写）
④その他必要な資料

（２）応募方法
①提出期間
平成30年４月10日（火）から平成30年４月24日（火）18時（必着）
②提出先・問い合せ先
提出先：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室 あて
郵送の場合、封筒の宛名面には、「団体契約を通じた電話医療通訳の利用促進事業」と朱書きにより、明記すること。
問い合せ先：厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室

Tel：03-5253-1111（内線4115、4108、4107）
Fax：03-3501-2048

以上

団体契約を通じた電話医療通訳の利用促進事業　予定費用

区分	支出予定額			備考（摘要）
	員数	単価（円）	金額（円）	
非常勤職員				
旅費				
諸謝金				
消耗品費				
印刷製本費				
会議費				
備品費（図書）				
雑役務費				
通信運搬費				
借料及び損料				
委託費				

医療機関における外国人患者受入れ環境整備推進事業実施団体公募要領

平成 30 年4月 10 日

厚生労働省医政局

医療機関における外国人患者受入れ環境整備推進事業実施団体公募要領

1 総則

我が国の在留外国人は約247万人(平成29年6月末現在)、訪日外国人は2,869万人(平成29年)と近年著しく増加しており、2020年に東京オリンピック・パラリンピックも控え、今後さらなる増加が予想される。訪日外国人旅行者数については、先般の「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」にて2020年:4,000万人、2030年:6,000万人を目標としている。また「未来投資戦略2017」や「健康・医療戦略」などに記されている様に、在留・訪日外国人が安全・安心に日本の医療サービスを受けられる体制を充実させていくことが求められている。

厚生労働省では外国人患者受入れに関する環境整備を進めており、「外国人患者受入れ医療機関認証制度(JMIP)」の普及促進や医療通訳等の配置支援、「観光立国実現に向けたアクションプログラム2015」に基づき、観光庁、都道府県と連携して「訪日外国人旅行者受入医療機関」を全国約900カ所選定する事業等を進めてきた。現在、2020年までに、外国人患者受入れ体制が整備された医療機関を100カ所整備するという目標は達成され、今後は、地域の実情を踏まえながら外国人患者の受入体制の裾野拡大を目指す事としている。

医療機関が外国人患者を受け入れるに当たって、言語が通じないことが不安要素の1つとなっているという声が聞かれる。そのような不安要素を軽減させ、また、外国人患者の多様なニーズに対応するため、医療通訳により外国人患者が理解可能な言語でコミュニケーションをするための支援等が求められている。

地域における外国人患者受入の拠点となる医療機関(以下、「拠点病院」という)に関しては、周辺医療機関から外国人患者受入に関する問合せがあった際には、回答・助言を行う事等、地域の拠点として機能する事が期待されている。

これらのことを背景に、今回次の(1)～(6)の事業を実施する団体を選定するために、以下の要領で実施団体の公募を行う。

※参考:交付スキーム

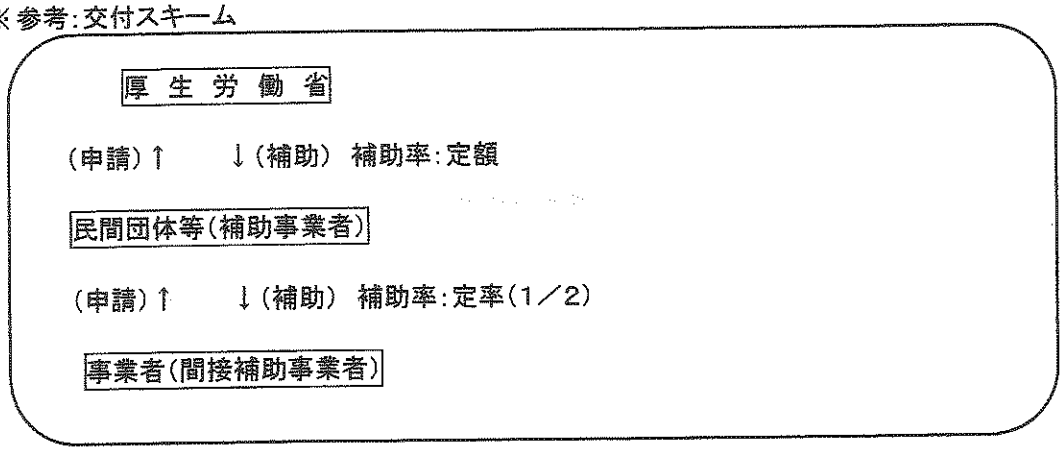

2 事業内容

(1)、(2)、(3)に係る事業(以下、「医療通訳配置等間接補助事業」という。)、(4)に係る委員会を実施する事業、(5)に係る調査事業、(6)に係る助言事業(以下、間接補助事業を含む「補助事業」という。)を行う団体を公募する。(詳細は別紙参照)

(1)地域における外国人患者受入の拠点となる医療機関(以下、「拠点病院」という)として、外国人向け医療コーディネーター※1を設置する事業

※1 外国人向け医療コーディネーター:外国人患者が医療機関において、円滑に医療を受けられるよう、医療機関の内部や外部(自治体・保健所・保険者等)との調整を行う者(医療関係資格の取得の有無は問わない)

(2)拠点病院として医療通訳者※2を設置する事業

※2 医療通訳者:診療の場において病院の従事者(病院窓口の職員も含む)と患者及びその家族の間のコミュニケーションを行う者(医療関係資格の取得の有無を問わない)

(3)拠点病院機能の構築

① 拠点病院は、外国人患者受入に関して、周辺医療機関等を支援する事が求められている(以下、拠点病院機能という)

② 補助事業者は、拠点病院が拠点病院機能を強化する支援を行う。

- 補助事業者は、拠点病院に視察やヒアリングを行い、拠点病院機能をはたしているか改善の余地があるかを判断すること。
- 補助事業者は、拠点病院機能に改善の余地がある医療機関において、その原因を同定し、医療機関の経営層や医療従事者に対して、フィードバックすること。
- 補助事業者は、拠点病院機能に改善の余地がある医療機関において、医療機関の経営層や医療従事者に対して、他院の取組み(ベストプラクティス)の紹介等行う事で、拠点病院機能を強化させること。

(参考)想定される取組み

- ✧ 拠点病院は、自治体や周辺医療機関等に対して、外国人患者受入れに関する拠点病院であることを周知する
- ✧ 拠点病院は、周辺医療機関向けに、院内見学会、セミナー、勉強会等の開催する
- ✧ 拠点病院は、周辺医療機関に対して、その医療機関における外国人患者受入体制の整備について連携・助言する

- 補助事業者は、支援を行う際には、(5)で得られる効果測定データを活用すること。
- その他、拠点病院機能を強化する支援を、補助事業者が行う事は妨げない。

③ 補助事業者は、拠点病院における、拠点病院機能の実績を収集・集計・公表する。

(4)間接補助事業を実施する団体(拠点病院)の選定に関する検討委員会の実施

- 厚生労働省と協議のうえ、拠点病院の選定の方針(地域や数等)を決めること。

(5)間接補助事業で取得された好事例や効果測定データ等の収集・分析及び活用

① 補助事業者は、拠点病院より効果測定データを収集する際に、データ収集の目的・データ項目・収集頻度・解析方法・活用方法を厚生労働省と事前に打ち合わせるものとする。

② 間接補助事業者(拠点病院)は、以下の内容を実施した上で、その内容を補助事業者に報告するものとする。

- 医療通訳者・外国人向け医療コーディネーターの配置、周辺病院への通訳提供の方法などの取組内容や具体的事例の記録、医療通訳・外国人向け医療コーディネーターの配置による効果に関するデータ測定

③ 補助事業者は、間接補助事業者(拠点病院)より報告されたデータを収集・分析し、厚生労働省に報告する。

- データの収集・分析方法は、厚生労働省の助言・指導を反映させること

④ 収集・分析されたデータを、拠点病院が拠点病院機能を強化する際に活用できる様に加工し、資料やスライド等を作成する

- 「(3)拠点病院機能の構築」の項を参照すること

(6)間接補助事業者の体制整備を支援する目的で、拠点病院に対する診察時の患者向け説明資料や同意書等の標準翻訳資料(平成 28 年度補正予算事業「医療機関における外国人患者受入れ環境整備事業」により作成したもの)に関する情報提供や使用に関する助言事業

3 その他

(1)定例会の実施

- 2(1)～(6)の事業を遂行する為に、補助事業者は、厚生労働省と定期的に打ち合わせを行う。補助事業者は、速やかに議事録を作成し、厚生労働省と共有すること。

(2)公募結果の公表

- 2(1)、(2)の事業について公募結果を自治体や医師会等に周知すること。

4 応募団体に関する諸条件

実施団体への応募者(以下「応募団体」という。)は、次の条件を全て満たす団体であることとする。

① 本事業を実施する上で必要な経営基盤を有し、資金等に関する管理能力を有すること。

② 2(1)～(6)の事業を行う能力・組織体制を有すること。

③ 日本に拠点を有していること。

④ 厚生労働省等から補助金交付等停止、又は指名競争入札における指名停止を受けている期間中でないこと。

⑤ 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

なお、必須ではないが国内において同種事業に対する実績のある団体が望ましいと考える。

5 事業期間

事業期間は、事業者として選定された日から平成 31 年3月 29 日とする。

6 応募団体の評価

(1)評価の方法

事業実施団体の採択については、医政局総務課において、上記「3. 応募団体に関する諸条件」に該当する旨を確認した後、企画書等を評価する。企画書等の内容について書類評価及び必要に応じてヒアリングを行い、それらの評価結果を基に最も効率的かつ効果的に事業を担えると認められる応募団体を実施団体として選定する。

評価は非公開で行い、その経緯は通知しない。また、問い合わせにも応じられない。なお、提出された企画書等の資料は、返却いたしませんので御了承ください。

(2)評価の手順

評価は、以下の手順により実施される。

① 形式評価

応募団体について、応募条件への適合性について評価する。なお、応募の条件を満たしていないものについては、以降の評価の対象から除外される。

③ 書面評価

提出企画書等の内容を中心に書面評価を実施する。

④ ヒアリング

必要に応じて、申請者(代理も可能とする。)に対して、ヒアリングを実施する。

なお、ヒアリングに出席しなかった場合は辞退したものと見なす。

⑤ 最終評価

書面評価及びヒアリングにおける評価を踏まえ、最終的に実施団体を選定する。

(ア)評価の観点

① 事業を遂行するために必要な根拠(人員、経験、設備、資金)が示されているか。

② 事業を的確に遂行するために十分な管理能力があるか。

③ 事業計画が事業目的に合致しているか。

④ 事業計画が効果的なものとなっているか。

⑤ 事業開始後も安定的かつ効果的に運用できるか(経験・能力・体制等)。

⑥ 国内において同種事業の施行実績があるか。

(イ)評価結果の通知

評価の結果については、最終評価後速やかに応募団体に対して通知する予定である。なお、補助金については、実施団体選定の通知後に必要な手続きを経て、正式に交付決定される。

(3)本事業に係る補助金の交付について

本事業に係る補助金の交付については、「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」により行うこととなり、 52,887 千円を基準額(上限額)とする。(詳細は別紙のとおり)

(4)応募方法等

(ア)企画書の作成及び提出

「医療機関における外国人患者受入れ環境整備事業企画書」を作成し、必要部数を以下の提出期間内に提出のこと。

企画書には以下の項目及び公募要領に示されている評価の観点を盛り込み、様式は任意だが、記入漏れ等無いようにすること。

① 本事業を実施する組織体制

② 平成 30 年度における実施スケジュールと実施内容(具体的なもの)

③ 事業に係る費用積算(別添1)…類似様式でも可

④ 現在応募団体にて実施している類似事業の概要説明

(イ)応募方法

① 提出期間

平成 30 年4月 10 日(火)から平成 30 年4月 24 日(火)18 時(必着)

② 提出先・問合せ先

提出先:〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省医政局総務課 あて

※ 郵送の場合、封筒の宛名面には、「医療機関における外国人患者受入れ環境整備事業」と朱書きにより、明記。

問合せ先:厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室

Tel:03-5253-1111(内線 4115、4108、4107)

Fax:03-3501-2048

③ 提出書類

以下の書類を 8 部提出のこと。

1 「医療機関における外国人患者受入れ環境整備事業企画書」

2 団体経歴(概要)、団体定款など活動が分かる資料

3 団体の直近決算年度の確定申告書(写)、財務諸表(写)

4 その他必要な資料

④ その他

評価の段階で必要に応じて企画書等を電子媒体で提出するよう依頼することもある。ご承知おきください。

以上

（企画書　様式）

番　　号
平成　年　月　日

厚生労働省医政局総務課
医療国際展開推進室長　　殿

法人等名称
申請者　印

平成30年度　医療機関における外国人患者受入れ環境整備事業
実施団体への公募について

標記について、次のとおり関係書類を添えて応募します。

（別添1）

医療機関における外国人患者受入れ環境整備事業　予定費用

区分	支出予定額			備考(摘要)
	員数	単位(円)	金額(円)	
職員基本給				
職員諸手当				
非常勤職員手当				
諸謝金				
旅費				
消耗品費				
印刷製本費				
会議費				
備品費(図書)				
光熱水料				
通信運搬費				
社会保険料				
雑役務費				
借料及び損料				
委託費				

別紙

補助事業概要（予定）

1 補助事業

（1）補助事業予定額 52,887 千円

（2）補助対象

①間接補助事業

②間接補助事業を実施する団体の選定に関する検討委員会の実施事業

③間接補助事業に関する好事例や効果測定データの収集・分析事業

④拠点病院に対する診察時の患者向け説明資料や同意書等の標準翻訳資料に関する情報提供や使用に関する助言事業

⑤間接補助事業に関する定期的な打ち合わせの開催事業

また、本事業の実施にあたっては、国民に対する医療の確保が阻害されることのないよう十分留意するといった観点も踏まえる必要があり、厚生労働省が必要に応じて助言等を行う

（3）対象経費

事業の実施に必要な、職員基本給、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、会議費、社会保険料、備品費（図書）、光熱水料、通信運搬費、雑役務費、損料及び借料、 委託費（これら費用に関するもの

（4）補助金額

定額

（5）事業実施期間

事業者選定日～平成 31 年 3 月 29 日

2 間接補助事業（予定）

※間接補助事業者は後日公募となるので留意すること。

(1)補助対象事業

医療通訳配置等間接補助事業

①拠点病院への外国人向け医療コーディネーターの設置事業

○ 配置人数:1名以上

○ 必要言語及び能力:英語、中国語、若しくは拠点病院の現状や拠点病院が所在する地域の実情に応じて必要な言語(院内案内ができる程度)(提案書に記載されたい。)

○ 配置方法:指揮命令系統の関係上から医療機関が雇用すること。

②拠点病院への医療通訳者の設置事業

○ 配置人数:1名以上(複数の配置が望ましい)

○ 必要言語及び能力:英語、中国語、若しくは拠点病院の現状や拠点病院が所在する地域の実情に応じて2～4言語程度医療に関する知識・倫理を一定程度以上有すること(提案書に記載されたい。)

○ 配置方法:指揮命令系統の関係上から医療機関が雇用すること。

③拠点病院が外国人患者受入に関して、周辺医療機関等を支援する、拠点病院機能の構築支援事業

○ 補助事業者は、拠点病院が拠点病院機能を強化する支援を行う。

○ 補助事業者は、拠点病院における、拠点病院機能の実績を収集・集計・公表する。

(2)補助対象経費

(1)に要する経費(人件費(職員給与費、法定福利費等)、報償費(謝金))

電話通訳(遠隔通訳)やタブレット等の機器を用いた通訳に関しては、拠点病院において、それらを利用する事は妨げないが、本事業では、拠点病院には、周辺医療機関等からの問い合わせ等に応じる拠点病院機能を持つことを規定している為、補助の対象外とする。

(3)補助金額

(1)に要する経費の1／2;上限1ヶ所当たり4,372千円)

(4)募集方法

公募で行う。

(5)採択件数(予定)

10件